

## 貸出し物品の利用について

社会福祉法人 京都市右京区社会福祉協議会  
右京区ボランティアセンター

### ■受付・申し込み

- ① 〈受付〉 貸出物品の利用受付は、利用日の3ヶ月前の同日（休所日の場合はその翌日）から当日とする。
- ② 〈申し込み〉 利用しようとする者は、事前に「物品貸出し申請書」に必要事項を記入し、本会まで提出することとする。  
個人利用は右京区在住がわかる※身分証明書の写し。施設、教育機関、団体に関しては実施要項もしくは施設概要等を提出する。  
※取得した個人情報 は 目的の範囲内で利用し、目的以外では利用しません。
- ③ 〈予約〉 電話、窓口にて予約もできるものとする。
- ④ 〈受付時間〉 右京区ボランティアセンターの開所時間内（平日 9:00-17:00）とする。

### ■貸出し許可

貸出し許可については本会事務局より口頭で伝える。

なお、次のいずれかに該当する場合は貸出し許可を取り消すことができる。

- ① 本会業務に支障がある場合。
- ② 急な破損等やむを得ぬ事由により、対象物品が使用できなくなった場合。

### ■利用料

原則無料とする。

### ■利用期間と利用範囲

- ① 貸出し期間は原則1週間以内とし、短期利用のみの貸出しとする。
- ② 1週間以上の貸出し期間の延長については、「物品貸出し申請書」を再提出する。
- ③ 延長は最大3回までとし、長期間の貸出しは不可とする。
- ④ 利用範囲は日本国内のみとする。

### ■利用・返却

- ① 〈利用〉 貸出し期間・利用範囲を厳守すること。
- ② 〈報告〉 貸出し期間中に貸出し物品の異常に気づいた場合や破損・故障した場合は、区社協まで報告しなければならない。
- ③ 〈返却〉 使用後は「物品貸出し申請書」の返却欄に必要事項を記入し、貸出し物品を現状に回復し、清掃のうえ速やかに区社協に返却する。
- ④ 〈注意事項〉 速やかに返却されない場合や貸出し物品の破壊行為が認められた場合、その修理・弁償において利用者の責任を問う場合がある。